

「しが生物多様性取組認証制度」による企業参画型の自然共生社会づくり

取組のあらまし

取組団体 滋賀県

取組内容 滋賀県では平成30年に「しが生物多様性取組認証制度」を創設。県内事業者の生物多様性の保全と自然資源の持続的な利活用への取組を「見える化」し、星評価と認証マークで社会的に評価する仕組み。令和7年度改正では、チェック項目の厳選やインセンティブ強化により企業の参画を促進。認証企業間の連携や地域共生活動が進み、自然共生社会の形成に寄与。

推進体制 3名（令和7年度）

予算等 192千円（令和7年度）

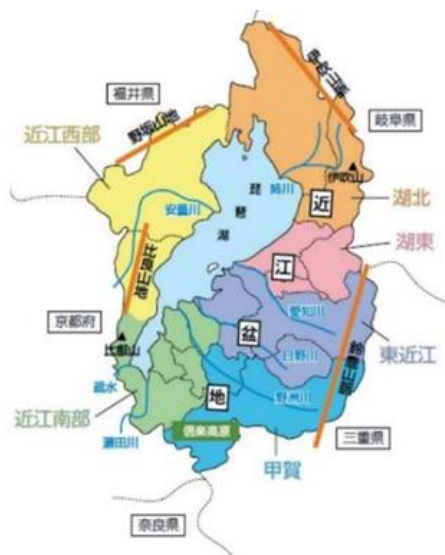
1 滋賀県の概要

人口 1,405,246人 令和7年1月1日現在（住民基本台帳人口）

職員数 3,557人 令和7年4月1日現在（一般行政部門）

総面積 4,017.38km² 令和7年10月1日現在（国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」）

図表 1 滋賀県の地勢



出所：滋賀県ホームページ

2 取組の背景・目的

(1) 制度創設の経緯

滋賀県は、琵琶湖を中心とする豊かな生態系を次世代に引き継ぐことを目的に、「生物多様性しが戦略」に基づく環境政策を推進してきた。平成25年度からは、生物多様性に関する活動のうち、企業と地域との協働による優れた活動を「しが生物多様性大賞」として滋賀経済同友会の協力のもと表彰し、平成30年度には、生物多様性保全の取組の裾野を一層広げるため、県内の事業者を対象とした「しが生物多様性取組認証制度」を創設し、同年に制度運用を開始した。

この制度は、生物多様性保全および自然資源の持続的利用に自主的に取り組む県内事業者を滋賀県知事が認証するものである。対象は県内に本社または事業所を有する法人、個人事業者、農林水産業者、教育機関など幅広く設定されており、公共団体やその関係機関を除く民間主体が中心である。

認証制度は、事業者が提出する「チェックシート」に基づき審査を行い、その取組の充実度に応じて「1つ星」「2つ星」「3つ星」に区分して認証する仕組みである。審査の根拠は「しが生物多様性取組認証基準」に明記され、基準充足数により星の数を判定する構造となっている。

(2) 制度の目的と意義

本制度の目的は、「生物多様性に取り組んでいる事業者の取組を『見える化』し、認証事業者の社会的な付加価値を増加させることで、社会経済活動における生物多様性の視点の浸透を図ること」である。すなわち、企業活動が環境に与える影響を明確にし、その成果を社会的に評価することで、県内の経済活動全体に自然共生の価値観を広めることを狙っている。

制度創設当初から、県は生物多様性に資する取組を「見える化」することで、企業間の相互学習を促し、取組の社会的波及を重視してきた。認証を受けた企業（以下、「認証者」という。）は、県のホームページで名称や取組内容が公表され、認証マークを活用した広報が可能である。また、本制度で3つ星を獲得することが、「産業立地戦略推進助成金¹」の助成要件になる等、企業の経営戦略におけるインセンティブが整備されている。

¹ 産業立地戦略推進助成金：令和6年度に創設された特定の産業（①蓄電池②電子部品・半導体③新モビリティ④医薬品・医療機器⑤バイオ⑥情報通信業⑦グリーン物流⑧観光（宿泊施設））の発展に資する施設の増設を支援する助成金。

(3) 令和7年度における本制度の変更点

令和7年度の募集では、制度運用開始から7年を経て、制度改正が行われた。主な変更点は下記の「ア チェック項目」、「イ 認証者へのインセンティブの導入・検討」、「ウ 認証期間」の切り口から説明される。これらの改訂によって、制度の利便性や実効性の向上につながり、事業者目線では申請のハードルを下げるとともに、認証後のインセンティブを高めることで認証者の増加が期待される。

ア チェック項目

統合的に推進する生物多様性保全、脱炭素、循環経済にフォーカスし、チェック項目を、基本項目 22 項目（従来は 40 項目であった）への絞り込みを実施することで、申請における負担を軽減し、また、環境政策の昨今の情勢を踏まえる形で項目を厳選した。

また、国際的枠組み（TNFD による自然関連財務情報開示、SBTi 認定、30by30 自然共生サイト）への対応 3 項目、滋賀県独自の環境関連施策（MLGs²、琵琶湖森林づくりパートナー等）への参画 7 項目を評価対象とし、グローバルと地域施策の両面から評価できる制度へと発展している。

イ 認証者へのインセンティブの導入

地元金融機関と連携し、認証制度の取得を要件とした融資制度の創設を進めるなど、制度の実効性を高める仕組みが検討されている。さらに、認証事業者の取組情報を積極的に発信し、社会的評価の向上を図り、認証取得へのインセンティブ強化が図られている。

ウ 認証期間

認証期間を 5 年に延長し（従来は 3 年であった）、更新までの十分な期間を確保した。

図表 2 令和7年度における本制度の変更点

<p>【チェック項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●項目を厳選：40項目⇒基本項目22項目（申請しやすくなりました） 生物多様性(ネイチャーポジティブ)、脱炭素(カーボンニュートラル)、 経済循環(サーキュラーエコノミー)に着目し項目を整理 ●加点項目を新設：積極的な活動の取組について発信強化 ※加点項目：県独自の施策、国際的な目標への取組を項目化 ※認証時に「☆☆☆+α」として表示
<p>【認証者へのインセンティブの導入・検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●産業立地戦略推進助成金の活用が可能（令和6年度から導入） ●地元金融機関と連携した融資制度の創設（検討中） ●認証者の取組情報の発信強化
<p>【認証期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●有効期間の延長：3年間⇒5年間（更新までの十分な期間を確保） <p>出所：滋賀県ホームページ「しが生物多様性取組認証制度」</p>

² MLGs：マザーレイクゴールズ（Mother Lake Goals）の略称。「琵琶湖」を切り口とした 2030 年の持続可能社会へ向けた目標（ゴール）。2030 年の環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築に向け、琵琶湖を切り口として独自に 13 のゴールを設定。

3 取組内容

令和7年度の本制度の募集要領等に沿って、本制度の特徴を紹介する。

(1) チェックシートによる自己評価

事業者は「基本項目 22 項目」と「加点項目 10 項目」からなるチェックシートを用いて、自らの取組を自己評価する。基本項目は、生物多様性保全の取組の方針や推進体制などマネジメントに係るもの、生物多様性、脱炭素、循環経済など取組に係るものなど、経営から現場活動までを包括している。これにより、企業の生物多様性対応をマネジメントサイクル全体で捉えることが可能となっている。

加点項目では、国際的枠組みや県独自の環境施策への参画状況が評価され、「☆+加点数」として認証書に明記される。これにより、単なる星数以上に、先進的取組の度合いを社会に示すことができる。

(2) 認証区分と審査体制

審査は、経済、都市計画、生物学、生態学などの各分野から選任された5名で構成される「しが生物多様性取組認証審査会」が担う。審査会は年1回開催され、提出書類の確認や必要に応じた聞き取りにより認証が決定される。知事が交付する認証書の有効期間は5年間であり、認証事業者名は県ホームページに公表される。また、認証者は認証書の交付を受けるとともに認証マークを用いたPR活動も可能となる。

図表 3 認証マーク

(認証マーク例)



加点項目への取組がある場合

出所：滋賀県『令和7年度しが生物多様性取組認証制度 応募要領』

（3）代表的な認証事例と特徴

滋賀県が公表する「しが生物多様性取組認証制度リスト・PR 文入り（20251113）」によると、令和7年11月時点で合計68者を認証している。製造業、建設業、農業、サービス業、金融機関など多様な業種が認証を受けている。

例えば、旭化成株式会社守山製造所や株式会社叶匠寿庵は、県の指定希少野生動植物に指定されている絶滅危惧種のハリヨやイチモンジタナゴの保全を、県の認定を受けた保護増殖事業として、琵琶湖博物館や地域の保全団体、事業者と連携して行っている。株式会社滋賀銀行は、地方銀行として琵琶湖を守る活動の支援のための「びわ湖ブルー預金」などの環境金融に力を入れている。

また、複数の企業等が連携して生物多様性保全に取り組む「生物多様性びわ湖ネットワーク」や「湖南 企業いきもの応援団」などの活動も活発に行われている。これらの取組は、企業を始めとした認証者の活動が地域の生態系ネットワークの一部として機能している点で特徴的である。

また、県は、自然共生サイトを核とした連携の場として「しがネイチャーポジティブネットワーク³」を設立し、認証者の保全活動の取組の一層の促進を図っている点にも創意工夫がみられる。

4 成果・課題

（1）本取組の成果

制度創設以降、企業の環境配慮行動が可視化され、県内における「自然共生経営」の普及が進んだ。認証を受けた企業では、環境方針や担当部署の明確化など、内部マネジメント体制の強化が見られる。また、企業理念や経営計画の中に「生物多様性」への言及を盛り込む動きがみられる。

また、地域連携型の活動が拡大し、企業の取組が環境教育・ボランティア活動へ波及している。企業同士の連携だけでなく、公的な団体や地域住民と共に実施されている事例も見られる。

これらの活動を通じ、企業の社会的評価やブランド価値が高まるなど、経済的・社会的両面での成果が確認されている。

（2）本取組の課題

運用面では、制度そのものの認知度を一層高め、より多くの事業者に参加を促すための情報発信が引き続き求められている。また、認証取得後の事業者に対して、インセンティブの

³ しがネイチャーポジティブネットワーク：令和7年8月に設立された県内の自然共生サイトを核とした、企業、地域団体、大学、行政機関等による情報共有等の連携の場。

付与や取組状況の把握・助言を行うフォローアップ体制の強化も重要である。さらに、本制度で評価対象としている国際的枠組みや県独自の環境施策について、事業者側の理解を促し、自らの経営活動とどのように接続し得るかを示していくための周知・説明が求められる。

運用面以外では、企業等における生物多様性保全の担当は人員に限られ、属人的となりがちであるため、継続的な取組の維持が事業者にとっての課題となる。そのため、認証者に対するフォローの体制も、制度における課題の一つである。

関連・参考資料

滋賀県ホームページ「しが生物多様性取組認証制度」（閲覧日：令和7年10月21日）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shizen/14003.html>

滋賀県『令和7年度しが生物多様性取組認証制度 応募要領』

<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5569724.pdf>

滋賀県ホームページ「産業立地戦略推進助成金について」（閲覧日：令和7年10月22日）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/337611.html>

滋賀県「しがネイチャーポジティブネットワーク」（閲覧日：令和7年10月22日）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shizen/345813.html>